

## 基本的考え方

○ 本ガイドラインは、「子育て支援員研修制度について(P)」(平成26年厚生労働省 実施要綱(P))に基づき、子育て支援分野での業務に従事することができるような基本研修を修了していることを前提に、社会的養護の補助的な支援者として従事する上で、必要な知識・技能を習得するため、都道府県知事(P)が行う研修(以下「専門研修(社会的養護)」)の円滑な実施に資するために策定するもの。

※以下に記載した記載項目については、発出の際に今後全体的な調整を行う。

## 研修内容等

| 事項            | 主な内容  |
|---------------|---|
| 実施主体          | 都道府県または市町村(都道府県が認定研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可)  |
| 対象者           | 子育て支援員基本研修を修了した者。ただし、児童福祉に関する資格を有する者、または、都道府県知事または市町村長が認める者については、子育て支援員基本研修の受講を免除することができる。  |
| 実施内容          |   |
| 定員            | 1回の研修の定員は、おおむね20名程度を想定(認定研修の効果に支障が生じない限り、都道府県等の実情に応じておおむね20名程度を上回る定員の設定も可)  |
| 研修項目・科目及び時間数等 | 研修項目・科目等は、別紙のとおり<br>時間数は、講義及び演習・実習を合わせて13時間(P)程度。授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、専門研修(社会的養護)を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。 |
| 研修期間等         | 1回の研修の期間は、原則として2～3か月以内で実施(都道府県等の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内での実施も可)<br>◎研修の時間帯及び曜日の設定については、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫が必要。                            |

| 事項              | 主な内容   |
|-----------------|--|
| 既修了科目の取扱い       | 受講者が専門研修(社会的養護)受講中に、他の都道府県等に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により専門研修(社会的養護)の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなし、専門研修(社会的養護)を実施した都道府県等は、受講者に対し「一部科目修了証(仮称)」の発行が可能。  |
| 修了評価            | <p>研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、都道府県等は、例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど、各受講者が業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認。</p> <p>受講者が提出するレポート又はチェックシートには、科目の履修又は専門研修(社会的養護)全体を通じて学んだこと、理解したこと、今後役に立つと思われること、研修講師の評価などを記載してもらうことを想定しており、レポート又はチェックシート自体に理解度の評価(判定)を行って、科目履修の可否を決定することまでは想定していないことに留意。</p> |
| 実施手続            |  |
| 受講の申込み及び受講資格の確認 | 都道府県等は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、市町村を経由させて、受講申込書を提出させることも可能。その際、子育て支援員基本研修修了の確認(各種資格証や修了証明書の原本若しくはその写し等)を、市町村と連携・協力して円滑に実施。なお、子育て支援員基本研修修了者に該当するかの確認は、子育て支援員基本研修修了書(P)を添付させるなどの方法により実施。  |
| 受講者本人の確認        | <p>都道府県は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし、住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を実施。</p> <p>なお、これらの確認を行うに際しては、受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知が必要。</p>  |
| 受講場所            | 原則として、現住所地の都道府県等で受講とし、現に社会的養護における補助的職員として従事している者は勤務地の都道府県等で受講。   |
| 修了の認定・修了証の交付    | 都道府県等は、専門研修(社会的養護)の全科目を履修し、子育て支援員専門研修(社会的養護)修了者として必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「子育て支援員専門研修(社会的養護)修了証(仮称)」[賞状形式及び携帯用形式]を都道府県知事または市町村長名で交付(委託は不可)。   |

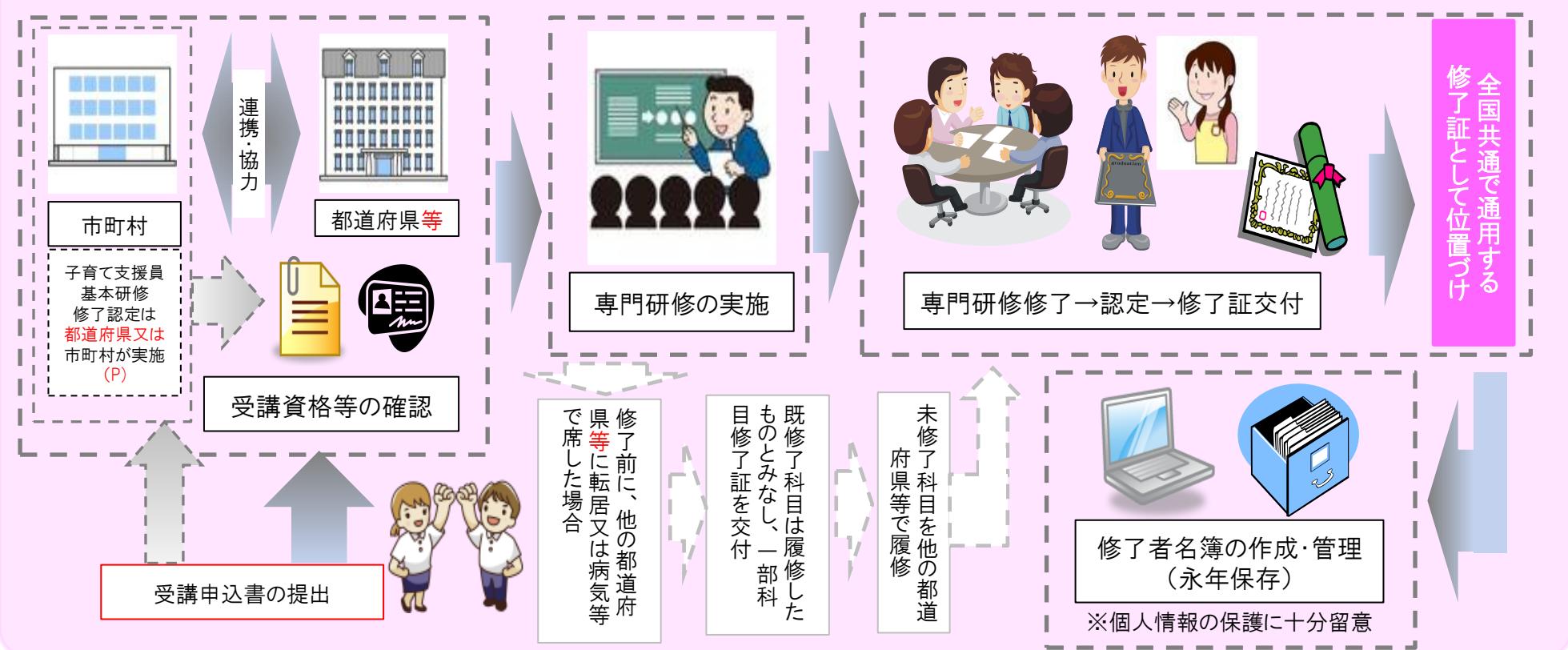
| 事項           | 主な内容   |
|--------------|--|
| <b>認定等事務</b> |  |
| 認定者名簿の作成     | 都道府県等は、「子育て支援員専門研修(社会的養護)修了証(仮称)」を交付した者の必要事項【氏名、生年月日、現住所又は連絡先(P)、修了年月日、修了証番号等】を記載した「〇〇都道府県等子育て支援員専門研修(社会的養護)修了認定者」名簿(仮称)を作成。   |
| 認定者名簿の管理     | 都道府県等は、認定者名簿を管理するに際して、個人情報の保護に十分留意して、安全かつ適切な措置を講ずるとともに、永年保存とし、修了証の再交付等に対応できる体制を整備。   |
| 修了証の再交付等     | 都道府県等は、認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容(氏名、現住所又は連絡先(P))に変更が生じたこと、又は修了証を紛失(又は汚損)したことの申し出があった際には、速やかに、修了証の再交付等の手続に対応。  |
| 認定の取消(P)     | 都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。<br>① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合<br>② 虐待等の禁止に違反した場合<br>③ 秘密保持義務に違反した場合<br>④ その他子育て支援員専門研修(社会的養護)修了者としての信用失墜行為を行った場合 など |

### 本ガイドラインの位置づけ

※ 本ガイドラインは、実施主体である都道府県等が子育て支援員専門研修(社会的養護)を円滑に実施するために必要な研修内容や実施方法等を網羅的に規定したものであり、子育て支援員専門研修(社会的養護)の一定の質の確保及び国全体としての一定の均質化を図ることを目的に、全国共通の基本的な指針として位置づけることとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、今後、都道府県等にお示しする予定。

※注 「第5回放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会」  
(平成26年9月29日)【資料4】を参照したイメージ図です。

## 認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



## 子育て支援員専門研修（社会的養護）に係る都道府県認定研修の項目・科目及び時間数

## 1. 社会的養護の理念【2時間(60分×2)】

- (1) 社会的養護の理解
- (2) 子どもの権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理

## 2. 対象者の理解【1.5時間(90分×1、60分×1)】

- (3) 社会的養護を必要とする子どもの理解
- (4) 家族との連携
- (5) 地域との連携

## 3. 支援技術【5.5時間(120分×2、90分×1)】

- (6) 社会的養護を必要とする子どもの遊びの理解と実際
- (7) 援助技術
- (8) 緊急時の対応

## 4. 実習

- (9) 施設等見学 (素案) 3時間(180分×1)  
【A案】 1時間(60分×1)  
【B案】 6時間(360分×1)  
【C案】 映像学習およびグループワーク(120分×1)

計 検討中

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目1－（1）】

|      |   |
|------|---|
| 項目名  | 1. 社会的養護の理念   |
| 科目名  | 1－(1)社会的養護の理解   |
| ねらい  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会的養護の概要について、その背景となる社会の課題とともに理解する。</li> <li>② 社会的養護の基本理念を理解する。</li> <li>③ 社会的養護の体系を理解する。</li> <li>④ 社会的養護の課題と将来像を理解する。</li> </ul>  |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会的養護とはなにか、社会的養護の歴史的背景と社会問題との関連</li> <li>② 子ども家庭福祉、社会的養護の理念、養護原理の基礎</li> <li>③ 社会的養護体系について、児童相談所と措置制度、社会的養護関係施設と里親制度</li> <li>④ 社会的養護の課題と将来像</li> <li>⑤ 実施自治体における社会的養護の状況</li> </ul> |
| 講師要件 | <p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p> <p>イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司</p> <p>ウ <b>乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の長</b></p> <p>エ その他、実施自治体の長が認める者</p>                    |

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目1－（2）】

|      |   |
|------|---|
| 項目名  | 1. 社会的養護の理念   |
| 科目名  | 1－(2) 子ども等の権利擁護、対象者の尊厳の遵守、職業倫理 ※「子ども等」とは子ども・保護者をいう。   |
| ねらい  | <p>① 「児童の権利に関する条約」、国連「児童の代替的養護に関する指針」に掲げられた子どもの最善の利益を意図した支援の提供のため、子ども等の最善の利益について理解する。</p> <p>② 子ども等の意見表明と苦情解決の仕組みを理解する。</p> <p>③ 養育者・支援者的心身の健康が子ども等の心身の健康に結びついていることを理解する。</p> |
| 主な内容 | <p>① 子ども・保護者の最善の利益</p> <p>② 子ども・保護者の意見表明、苦情解決の仕組み</p> <p>③ 養育者・支援者の資質、メンタルヘルス</p> <p>④ 被措置児童等虐待の防止</p>  |
| 講師要件 | 科目1－(1)と同じ  |

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目2－（3）】

|      |  |
|------|--|
| 項目名  | 2. 対象者の理解  |
| 科目名  | 2－(3) 社会的養護を必要とする子どもの理解  |
| ねらい  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 発達支援を必要とする子どもの特性を理解する。</li> <li>② 虐待が子どもに及ぼす影響について理解する。</li> <li>③ 保護者からの分離を体験した子どもの特性や愛着障害を理解する。</li> <li>④ 支援者からの二次被害について理解する。</li> </ul> |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 発達段階ごとの理解</li> <li>② 発達支援を必要とする子どもの理解</li> <li>③ 虐待が子どもに及ぼす影響</li> <li>④ 保護者からの分離を体験した子どもの理解</li> <li>⑤ 支援者からの二次被害</li> </ul>               |
| 講師要件 | 科目1－(1)と同じ   |

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目2－（4）】

|      |  |
|------|--|
| 項目名  | 2. 対象者の理解  |
| 科目名  | 2－(4) 家族との連携   |
| ねらい  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 子どもの自立の過程において必要不可欠な子どもと家族との関係の意義を理解する。</li> <li>② 保護者の抱える困難(障害、DV、貧困等)を理解する。</li> <li>③ ペアレントトレーニングなどの保護者支援の実際を理解する。</li> </ul> |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 家族との連携の意義</li> <li>② 特別な支援を必要とする保護者との連携</li> <li>③ 保護者への支援の実際</li> <li>④ 親子再統合の意義と支援の実際</li> </ul>                              |
| 講師要件 | 科目1－(1)と同じ   |

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目2－（5）】

|      |   |
|------|---|
| 項目名  | 2. 対象者の理解   |
| 科目名  | 2－(5) 地域との連携  |
| ねらい  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 子どもを支援する関係機関、保護者を支援する関係機関の名称や役割を理解する。</li> <li>② 地域に開かれた養育のため、地域との連携の意義を理解する。</li> <li>③ より専門的な支援を必要とする子どもに対する関係機関との連携について理解する。</li> </ul> |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 関係機関の理解</li> <li>② 地域との連携の意義</li> <li>③ より専門的な支援を必要とする場合の関係機関(医療機関等)との連携について</li> </ul>  |
| 講師要件 | 科目1－(1)と同じ  |

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3－（6）】

|      |   |
|------|---|
| 項目名  | 3. 支援技術   |
| 科目名  | 3－(6) 社会的養護を必要とする子どもの遊びの理解と実際   |
| ねらい  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会的養護を必要とする子どもの「遊び」の意義を理解する。</li> <li>② 乳幼児期から児童期までの遊びの実際を体験する。</li> <li>③ 年齢に応じた「遊び」について理解する。</li> <li>④ 基本的原則と配慮すべきことを理解する。</li> </ul> |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「遊び」の意義</li> <li>② 年齢に応じた遊びの内容</li> <li>③ 配慮すべきこと</li> </ul>   |
| 講師要件 | 科目1－(1)と同じ  |

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3－（7）】

|      |  |
|------|--|
| 項目名  | 3. 支援技術  |
| 科目名  | 3－(7) 支援技術   |
| ねらい  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対人援助の基本である傾聴と共感・メッセージの伝え方について理解する。</li> <li>② 生活場面での関わり方(ほめ方、しかり方等)について理解する。</li> <li>③ 日誌を含めた記録の書き方として、客観的事実と評価情報を区別することを理解する。</li> <li>④ 個人情報の保護と情報開示について理解する。</li> </ul>                               |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 子どものニーズに応じた傾聴と共感等のコミュニケーションスキル、子どもからこれまで受けてきた虐待の話を聞いた場合の対応、アイコンタクトなど</li> <li>② 生活における支援におけるほめ方、しかり方など、コモンセンス・ペアレンティング等の支援技術を踏まえた言葉かけ、年齢ごとの1日の生活の流れの理解と支援</li> <li>③ 記録の書き方</li> <li>④ 個人情報の保護</li> </ul> |
| 講師要件 | 科目1－(1)と同じ   |

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3ー(7)】

|      |  |
|------|--|
| 項目名  | 3. 支援技術  |
| 科目名  | 3ー(7) 記録の書き方   |
| ねらい  | <p>①支援を客観化する等、記録の意義を理解する。</p> <p>②個人情報の保護と情報開示について理解する。</p> <p>③他者に対して情報が正確に伝わる記録の書き方を実習する。</p>  |
| 主な内容 | <p>①ケース記録とは</p> <p>②個人情報の保護</p> <p>③ケース記録の書き方</p>  |
| 講師要件 | <p>ア 当該科目あるいは類似科目を現に教授している指定保育士養成施設、地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設又は福祉系大学等の教員</p> <p>イ 児童相談所長又は児童相談所において相談・指導業務に5年以上従事している児童福祉司</p> <p>ウ 乳児院又は児童養護施設の長</p> <p>エ 里親支援専門相談員 など</p> |

各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目3－（8）】

|      |  |
|------|--|
| 項目名  | 3. 支援技術  |
| 科目名  | 3－(8) 緊急時の対応   |
| ねらい  | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故を未然に防ぐ予防策や緊急時の対応について理解する。</li> <li>② 緊急時の連絡対応について理解する。</li> <li>③ 食物アレルギー等の対応について理解する。</li> <li>④ 子ども間の暴力等の危機場面の対応について理解する。</li> <li>⑤ 子ども虐待やDVにおける加害者への対応について理解する。</li> </ul>  |
| 主な内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 子どもの発達段階における事故防止のための環境整備(安心安全な生活環境)の理解</li> <li>② 緊急時の連絡体制について</li> <li>③ 配慮を要する対応として、食物アレルギーや事故防止の対応等の理解</li> <li>④ 現場で起こりうる危機場面(子ども間の暴力、大人への暴力、無断外出、喫煙や危険な遊びなど)についての対応</li> <li>⑤ 子ども虐待の加害親、DVにおける加害配偶者等への対応</li> </ul> |
| 講師要件 | 科目1－(1)と同じ   |

## 各科目ごとのねらい・主な内容・講師要件【項目4】

|                    |  |
|--------------------|--|
| 項目名                | 4. 実習  |
| 科目名                | 4-(9) 施設等見学  |
| ねらい                | <p>① 見学実習により、社会的養護の実践を学ぶ。</p> <p>② 子どもの生活の場について、見学できない時間帯の生活の流れについても理解する。</p> <p><b>【A案】</b></p> <p>① 施設の概要と実際の施設現場を理解する。</p> <p><b>【B案】</b></p> <p>① 施設の概要と実際の施設現場を理解する。</p> <p>② 子どもの対応の実践。</p> <p><b>【C案】</b></p> <p>① 施設の概要を理解する。(映像資料をつかう)</p> <p>② 施設職員等とのグループワークなどにより実際の業務について理解する。</p> |
| 主な内容<br>素案(180分)   | <p>① 社会的養護の現場を見学</p> <p>② 生活の流れを理解</p>   |
| 主な内容<br>60分【A案】    | <p>① 社会的養護の現場の理解</p>   |
| 主な内容<br>(360分)【B案】 | <p>① 社会的養護の現場の理解</p> <p>② 子どもの対応の実際</p>  |
| 主な内容<br>(120分)【C案】 | <p>① 社会的養護の現場の理解(映像)</p> <p>② 支援者とのグループワーク</p>   |
| 実習先                | 社会的養護関係施設、ファミリーホーム など  |

## 子育て支援員専門研修（社会的養護）の活用策について①

### （案1）

- 科目履修制として、幅広く社会的養護の学びの場として活用

### 活用内容等

| 事 項     | 主 な 内 容   |
|---------|---|
| 学びの場の提供 | 科目を細分化して、単位制としてはどうか。それによって、科目履修制として、教員や児童相談所の新任職員、保健師、里親などの学びの機会を提供する場として活用できる。 |
| 里親の現任研修 | 養育里親の「研修受講状況」をポイント化し、最低受講数を定めるといった取り組みを検討している自治体もあり、本研修も活用できる。                  |

## 子育て支援員専門研修（社会的養護）の活用策について②

### （案2）

- 潜在的な社会的養護における支援人材の掘り起こし、現場復帰を支援

### 活用内容等

| 事 項          | 主 な 内 容  |
|--------------|--|
| 潜在的な人材の掘り起こし | 児童養護施設等で勤務していたが、出産を機に退職した者、定年より前に退職したベテラン保育士など、潜在的な社会的養護における支援人材が本研修を受講することで、最近の社会的養護の動向が理解でき、職場復帰を促進する。 |
| 潜在保育士等の掘り起こし | 保育士資格取得後、福祉関係以外の職場に就労したが、福祉領域の仕事に転職を検討している者が本研修を受講することで、社会的養護について理解を深め、自信を得て、児童養護施設等の職員を目指す。             |

## 子育て支援員専門研修（社会的養護）の活用策について③

### （案3）

- 施設や里親・ファミリーホームを支援するボランティア等スタッフの支援の質の向上

### 活用内容等

| 事 項     | 主 な 内 容   |
|---------|---|
| 支援の質の向上 | 本研修修了者が里親やファミリーホームのボランティアスタッフとして活躍。社会的養護についての理解があるため、里親等も安心できる。   |
| 支援の質の向上 | 里親家庭が子育て支援事業をレスパイトに活用できるが、その利用にあたっては敷居が高いという印象を持ちがち。子育て支援事業のスタッフが本研修修了者であれば、社会的養護についての理解があり、安心して活用しやすい。 |

## 子育て支援員専門研修（社会的養護）の活用策について④

(案4)

### ○ 社会的養護の支援についての理解促進

活用内容等

| 事 項          | 主 な 内 容  |
|--------------|--|
| 支援人材のリクルート   | 社会福祉分野の大学生(2, 3年生)が本研修を受講し、アルバイトとして補助的業務に携わる中で、将来の進路として社会的養護関係施設を目指し、資格取得する。 |
| 家庭養護人材のリクルート | 子育て経験のある主婦が本研修を受講し、社会的養護の領域で里親が不足していることを知り、家族にも研修受講を勧め、共通理解をもつことができ、里親申請を決意。 |

## 子育て支援員専門研修（社会的養護）の活用策について⑤

### （案5）

#### ○ 施設のアウトリーチとしての地域支援

### 活用内容等

| 事 項      | 主 な 内 容  |
|----------|--|
| アウトリーチ支援 | 母子生活支援施設において、地域のひとり親家庭の居場所づくり、中高生の学習支援のための訪問支援等、アウトリーチ事業を行う場合に、専門性をもつ職員を中心に本研修修了者がスタッフ訪問員として活躍できるのではないか。 |
| 里親支援     | 里親支援専門相談員とともに、本研修修了者に行事スタッフとして参加してもらい、里親支援の充実を図る。  |